

岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 22 年 11 月 10 日 条例第 3 号

改正 平成 25 年 2 月 7 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）が行う一般廃棄物の適正な処理を行うため、必要な事項を定め、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(組合及び構成市町の責務)

第 3 条 組合は、構成市町（以下「市町」という。）の収集した一般廃棄物及び岩手沿岸南部クリーンセンター（以下「処理施設」という。）に直接搬入された一般廃棄物の資源化処理に努めるとともに、処理過程において公害防止を図らなければならない。

- 2 組合及び市町は、一般廃棄物の処理に当たって、適切な調整を図りながらこれに当たるものとする。
- 3 組合及び市町は、住民及び市町内の事業者（以下「事業者等」という。）に対して、廃棄物の減量及び適正処理に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第 4 条 組合は、次に掲げる一般廃棄物を処理するものとする。

- (1) 家庭系廃棄物

(2) 事業系廃棄物

(処理施設の受入基準等)

第5条 事業者等（事業者等から委託を受けた者を含む。）は、組合の処理施設に一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 管理者は、前項の受入基準に従わない事業者等（事業者等から委託を受けた者を含む。）に対して、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第6条 管理者は、一般廃棄物の処理に関し、別表第1に定める処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

(手数料の減免)

第7条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第8条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当するものを除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を

修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月7日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

種別	単位	金額	備考
(1) 家庭系廃棄物	20kgまで	無料	処理施設に自ら直接搬入するもの
	20kgを超え100kgまで	100円	
	100kgを超える場合、10kgまでごとに右記金額を加算	200円	
(2) 事業系廃棄物	10kgまでごとに	200円	処理施設に直接搬入するもの